

## 三次市機能性作物等活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農業所得の向上と農業経営の安定に資するため、既存の地域資源の価値の向上や新たな価値の創出に向けた取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する2人以上で構成する団体、常会、法人（法人にあっては市内に事務所又は事業所があるもの）等（以下「団体等」という。）であるもの
- (2) 市内の自己所有農地若しくは利用権が設定された農地において、農業経営を行っている者若しくは今後農業経営を行おうとする者又はその者と連帯した事業を行うもの
- (3) 団体等の構成員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等（以下「市税等」という。）を完納し、法人にあっては当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納しているもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、団体等が自ら企画し、実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当する三次市機能性作物等活用事業（以下「事業」という。）とする。

- (1) 農畜産業に関わる事業
- (2) 他の補助金等を受けていない事業
- (3) 補助を受けようとする当該年度内に完了する事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に掲げる事業に係る経費であり、次に掲げる経費

とする。

(1) 報償費，旅費，原材料費，印刷製本費，委託料，使用料，備品購入費及び  
役務費

(2) その他市長が適切と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は，補助対象経費から消費税及び地方消費税を控除した額の  
2分の1以内とし，補助金額に千円未満の端数が生じる場合は，これを切り捨  
てる。ただし，補助金額の上限は，100万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は，三次市機能性作物等活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類  
を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 団体等概要書

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は，前条の申請があった場合は，その内容を審査し，補助金を交付  
すべきものと認めたときは，申請者に対して，三次市機能性作物等活用事業補  
助金交付決定通知書（様式第2号）により交付決定の通知をするものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 申請者は，補助対象事業の内容を変更しようとする場合には，あらかじ  
め三次市機能性作物等活用事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に  
提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があったときは，内容を審査のうえ，適当と認めるとき  
は，補助金額を変更決定し，三次市機能性作物等活用事業補助金変更交付決定  
通知書（様式第4号）により，申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は，補助対象事業が完了したときは，速やかに三次市機能性作物  
等活用事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して市長に提出

しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 補助対象事業に係る領収書又は納品書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金額確定等)

第10条 市長は、前条の実績報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市機能性作物等活用事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市機能性作物等活用事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出するものとする。

(遵守事項)

第12条 申請者は、補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して5年以上は、事業を継続して行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 申請者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消す場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(告示失効後の経過措置)

3 第12条から第14条までの規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和6年3月27日告示第99号)

この告示は、令和6年3月30日から施行する。